

平成20年有害物ばく露作業報告対象化学物質について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6に基づく報告（以下「有害ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものであり、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成18年度から報告を受けているところです。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、今般、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）の一部が改正され、平成20年1月1日から適用されることとなりました。

記

1 制度の概要

安衛則第95条の6に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7による報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の改正により、有害物ばく露作業報告の対象となる物は次の表の左欄に掲げる物（以下「対象化学物質」という。）及び対象化学物質を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「対象化学物質等」という。）であること。

また、改正前の告示において有害物ばく露作業報告の対象としていた2,3-エポキシ-1-プロパノール、塩化ベンゾイル、オルト-トルイジン、クレオソート油、1,2,3-トリクロロプロパン、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）、フェニルオキシラン、弗化ビニル及びプロモエチレンについては、今般の告示の改正に伴い、報告の必要はなくなるものであること。

なお、対象化学物質等はいずれも労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項の通知対象物であることを念のため申し添えます。

物	含有量 (重量パーセント)
アルファ, アルファ-ジクロロトルエン (労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号。以下「令」という。) 別表第9第35号)	0.1パーセント未満
イソプレン (令別表第9第42号)	0.1パーセント未満
ウレタン (令別表第9第60号)	0.1パーセント未満
2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル (令別表第9第91号)	0.1パーセント未満
オルト-アニシジン (令別表第9第119号)	0.1パーセント未満

オルト-ニトロアニソール (令別表第9第124号)	0.1パーセント未満
オルト-ニトロトルエン (令別表第9第426号に掲げるもののうち、オルト異性体のもの。)	0.1パーセント未満
2-クロロ-1,3-ブタジエン (令別表第9第155号)	0.1パーセント未満
4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩 (令別表第9第162号)	0.1パーセント未満
コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)(令別表第9第172号に掲げるもののうち、塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)	0.1パーセント未満
酸化プロピレン (令別表第9第194号)	0.1パーセント未満
ジアゾメタン (令別表第9第203号)	0.1パーセント未満
2,4-ジアミノアニソール (令別表第9第207号)	0.1パーセント未満
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル (令別表第9第208号)	0.1パーセント未満
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド (令別表第9第209号)	0.1パーセント未満
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン (令別表第9第210号)	0.1パーセント未満
2,4-ジアミノトルエン (令別表第9第211号)	0.1パーセント未満
1,4-ジクロロ-2-ブテン (令別表第9第252号)	0.1パーセント未満
2,4-ジニトロトルエン (令別表第9第272号)	0.1パーセント未満
1,2-ジブromoエタン (別名EDB) (令別表第9第279号)	0.1パーセント未満
1,2-ジブromo-3-クロロプロパン (令別表第9第280号)	0.1パーセント未満
ジメチルカルバモイル=クロリド (令別表第9第290号)	0.1パーセント未満
N,N-ジメチルニトロソアミン (令別表第9第293号)	0.1パーセント未満
ジメチルヒドラジン (令別表第9第295号)	0.1パーセント未満

1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン (別名ジスパスブルー1) (令別表第9第353号)	0.1パーセント未満
N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル) (令別表第9第358号)	0.1パーセント未満
5-ニトロアセナフテン (令別表第9第420号)	0.1パーセント未満
2-ニトロプロパン (令別表第9第427号に掲げるもののうち、2-ニトロプロパンに限る。)	0.1パーセント未満
パラ-フェニルアゾアニリン (令別表第9第446号)	0.1パーセント未満
ヒドラジン (令別表第9第459号)	0.1パーセント未満
フェニルヒドラジン (令別表第9第470号)	0.1パーセント未満
1,3-プロパンスルトン (令別表第9第492号)	0.1パーセント未満
プロピレンイミン (令別表第9第495号)	0.1パーセント未満
ヘキサクロロベンゼン (令別表第9第514号)	0.1パーセント未満

ヘキサメチルホスホリックトリアミド（令別表第9第517号）	0.1パーセント未満
ベンゾ[a]アントラセン（令別表第9第533号）	0.1パーセント未満
ベンゾ[a]ピレン（令別表第9第534号）	0.1パーセント未満
ベンゾ[e]フルオラセン（令別表第9第536号）	0.1パーセント未満
メタンスルホン酸メチル（令別表第9第562号）	0.1パーセント未満
2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン（令別表第9第582号）	0.1パーセント未満
4,4'-メチレンジアニリン（令別表第9第597号）	0.1パーセント未満
2-メトキシ-5-メチルアニリン（令別表第9第600号）	0.1パーセント未満
りん化インジウム（令別表第9第58号に掲げるもののうち、りん化インジウムに限る。）	1パーセント未満
りん酸トリス（2,3-ジブロモプロピル）（令別表第9第626号）	0.1パーセント未満

3 対象事業場等

- (1) 対象化学物質等を製造し、又は取り扱った事業者は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象化学物質の量が各対象化学物質当たり500キログラム以上になった場合は、報告書を提出しなければならないこと。
- (2) 対象化学物質等のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業が全くない場合には、報告書を提出する必要はないこと。

4 報告の期日等

報告書は、平成20年3月31日までに提出しなければならないこと。